

国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の 保険料(税)の納付方法について

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付方法は、それぞれ年齢や所得などによって条件は異なりますが、「特別徴収」と「普通徴収」の2つの方法があります。

納付種別	納付方法	納期
特別徴収	年金から保険料(税)があらかじめ差し引かれる方法です。	年金の支給月(年6回)
普通徴収	年8回の指定された納期限までに、納付書または口座振替により納めていただく方法です。	7月から翌年2月(年8回)

※普通徴収の方で保険料(税)の一括納付を希望される方は、納付書を郵送しますので、各担当課までご連絡ください。

不審者・不審電話にご注意ください

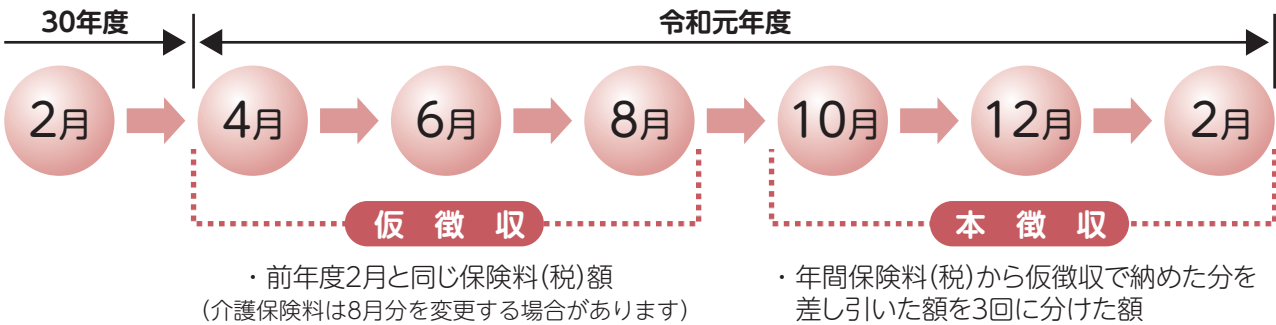
「市職員」や「年金事務所職員」を名乗り、医療費や保険料の還付を名目にATMを利用した振込め詐欺が愛知県内で多発しています。

不審者の訪問や不審電話があった場合は、警察または各担当課までご連絡ください。



特別徴収

【徴収イメージ】 ※前年度から引き続き年金から天引きされている場合



【徴収月・納付額】

特別徴収月		納付額	特別徴収月		納付額
仮徴収	4月	前年の所得が確定していないため、仮算定された保険料(税)額を納めます。	本徴収	10月	年間保険料(税)額から仮徴収で納めた分を差し引いた額を、3回に分けて納めます。
	6月			12月	
	8月			令和2年2月	

※年金からの天引き開始時期は、各保険制度により異なります。開始時期までは、納付書または口座振替(普通徴収)での納付になります。

普通徴収

期別	納期限・口座振替日
第1期	令和元年7月31日(水)
第2期	9月2日(月)
第3期	9月30日(月)
第4期	10月31日(木)
第5期	12月2日(月)
第6期	令和2年1月6日(月)
第7期	1月31日(金)
第8期	3月2日(月)

口座振替をご利用ください

普通徴収の方は、口座振替を利用すると保険料(税)の納付忘れがなく、安全で便利です。ご希望の方は、通帳と通帳印をお持ちのうえ、市内の金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)または市役所へお申し込みください。

※保険料(税)の口座振替開始は、届出後の1~2か月後となります。